

農薬の保管と廃棄についてのポイント

公益社団法人 緑の安全推進協会
非常勤相談役 内田又左衛門

農薬の保管や廃棄は、農薬使用の作業全体（農薬の選択、購入、保管、使用そして廃棄）の一部として捉えましょう。特に果樹栽培では取り扱う農薬の種類も多く、使用頻度も高いので、保管と廃棄がとても重要なポイントになります。

農薬の選択では、適用作物に農薬登録があり、適用病害虫の他、作用性（抵抗性対策のための作用機構を示すRACコード）、使用方法（所有する散布機での使用可否）、必要量、最終有効年月等を確認します。

購入する時は必要量（使用量×回数）を考慮し、そして保管時には保管台帳に農薬毎に必要事項を記入して残量を常に把握できるようにし、最終有効年月に近い順に使用します。

使用にあたっては、必要な液量を調製して散布する等、使い切りが基本で、廃農薬についてはゼロが理想です。止むを得ず廃農薬が生じた時は、法令や地域のルール等に従つて責任をもつて廃棄することが必要になります。農家は事業者ですので、その廃棄物は産業廃棄物として厳格な手順に従い処理します。しかし、各農家が単独で処理するのは難しく、JA等にて共同で廃棄物処理する所も多いので確認して下さい。

本稿では、農薬の保管と管理についてポイントを説明します。

一、農薬の保管

購入から使用または廃棄する時まで以下の各項目を確認し、適切に保管します。



第1図 農薬保管庫



第2図 毒劇物保管庫の表示

保管台帳を備え、農薬製品毎に付し、入庫あるいは出庫、その他必要事項を記録し、使用時に最終有効年月に近い農薬から使えるように在庫

農薬専用の保管庫（強固な造りの物を使用）を設置して「農薬保管庫」の表示をし、必ず施錠します（第1図）。

毒物や劇物の農薬は他の農薬と区別して専用保管庫に収納し、それぞれ医薬用外毒物や医薬用外劇物の表示をします（第2図）。毒物及び劇物取締法により医薬用外毒物は赤地に白文字、医薬用外劇物は白地に赤文字）。

盗難・紛失時には、警察等（予め連絡先を調べておく）へ遅滞なく届け出ます。特に、毒物・劇物の場合、この届出は法の義務となっています。

・保管庫内の整理整頓

除草剤は、作物被害をもたらす誤用を防ぐため、他の農薬と区別して保管します。

剤型ごとの配置にも留意します。上棚には固体製剤（粒剤、粉剤等）を、下棚には液剤を入れ、漏洩時の汚染を防ぐようにします。万一の容器破損時の流出や漏洩に備えて、トレー等を敷いて収納します。また、漏洩時に必要な砂等の吸収材を備えておきます。保管庫内には農薬以外、特に保護具等は絶対に置かないように



第3図 農薬の保管に関するリーフレット（当協会HP）より

管理します。

最終有効年月を過ぎた農薬は使用せずに廃棄物として区別し、一時保管した後、適切に処理します。

します。

以上の内容を参考にして皆さん方の農薬保管の現状を点検し、必要な改善をして下さい。当協会では、農薬の保管に関するリーフレットを要望に応じて提供しています(第3図、当協会HP参照)。

二、農薬や空容器等の廃棄物処理

・廃棄物処理に関する法規制

農薬や空容器の廃棄物処理は、基本的に専門業者に委託することになります。ここでは、次の「基本的な考え方①～④」がとても重要です。

第五号、令和二年四月一日最終改正には、「最終有効年月を過ぎた農薬は使用しないよう努めること」と規定されています。最終有効年月を過ぎた農薬や空容器は「廃棄物」になり、これらは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃掃法)に基づき、適正に処理しなければなりません。

(基本的な考え方)

- 農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないように使いります。
- 使用済み容器は良く洗浄します。洗浄液は、その農薬の散布液調製用の水として利用します(三回洗浄が原則、同量の水でも三回に分けて洗浄する格段に効率が向上します)。洗浄後、容器に水が残らないよう乾かします(第4図)。
- 容器の洗浄等の作業の際には、製品ラベルに記載された保護具を着用します。



第4図 空容器の適正な処理

- 洗浄済み空容器は、他の用途には使わずに区別して保管し、後日適切に処理します。

・空容器の廃棄処理

空容器の処理は、以前は農家等の使用者が自家焼却により処理していましたが、平成九年十二月にダイオ

キシン類の排出を削減する観点から廃掃法施行規則の一部が改正されました。その結果、廃棄物を焼却する基準を満たさない施設での焼却が禁止となり、廃棄物として適正に処理されることになりました(第4図)。

廃棄する空容器は第5図のよう素材別に分別し、事業系一般廃棄物としてまたは産業廃棄物として、後述の「廃棄物処理の手順」に従い処理します。

最終有効年月が過ぎるなど不要な農薬等が生じた時は、次の「廃棄物処理の手順」に従い適切に廃棄します。

農薬空容器の種類、洗浄法そして廃棄物区分			
【農家の場合】 ○:適用 △:個々に確認が必要 —:該当せず			
農薬容器の種類		洗浄法 (3回洗浄)	廃棄物の区分*1
プラスチック類	プラスチックボトル	○	産業廃棄物として処理
	プラスチック缶	○	
	プラスチック袋	○	
	プラスチックキャップ・中栓その他(筒、チューブ)	○	
金属類	アルミ袋	○	事業系一般廃棄物として処理
	金属缶	△	
	金属キャップ	△	
ガラス類	ガラスびん	○	
紙類*2	紙袋	—	
	その他(紙パックなど)	△	

- *1.産業廃棄物は許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者に、一般廃棄物は許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者に処理を委託することが法律で定められています。
*2.湿気防止のため、紙ベースに樹脂やアルミなどを貼り合わせた容器と、樹脂を塗布、アルミ蒸着加工をした容器があります。

貼り合わせた容器で、剥がすことが可能なものは、剥がして分別廃棄しましょう。樹脂を塗布したものまたはアルミを蒸着した容器は、容器素材の大半を占める紙類またはプラスチック類とみなします。

第5図 空容器の分別区分(第6図のリーフレット参照)

・不要になつた農薬の廃棄処理

散布液は撒きムラ調整などに使

・廃棄物処理の手順

①廃掃法を良く理解し、遵守（違反には厳しい罰則がある）します。

②事業活動（農業、防除業、販売業、ゴルフ場経営等）に伴つて生じた廃農薬や空容器は、排出者（事業者である農業者も該当）の責任において適正に処理します。

③個人農業者の排出量は必ずし

も多くないですが、多数の農業者が存在していることから、農業者団体（JA等）及び行政等が協力してその収集・処理システムを構築している所では、これを利用して廃棄物としての処理を委託します。

④廃棄物の収集運搬と処理は、必ず許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処理業者に委託します。委託契約の締結、産業廃棄物管理票（マニフェスト）発行から最終処分までの確認、契約書と管理票の最終処分終了後から5年間の保存が法令で求められています。

⑤共同での収集・処理システムの継続的運営のためには、実情に合った農業者の負担のあり方を検討し、システム運営等の経費を確保すると共に、関係機関の支援の仕組みを構築し推進します。



第6図 リーフレットの例「後片付け」について